

策定 平成 28 年 3 月 28 日

『次世代支援対策推進法』に基づく行動計画
(女性活躍推進法の行動計画策定予定計画を含む)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分発揮できるようにするために、つぎのように行動計画を策定いたしました。

【計画期間】平成 28 年(2016 年)4 月 1 日～平成 33 年(2021 年)3 月 31 日の 5 年間

【内 容】

目標Ⅰ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備の実施

《対策》

育休中社員とのコミュニケーション方法や業務代替要員確保ならびに業務内容・体制の見直しを行うとともに、育休後の原職または相当職へ復帰のための体制を見直す。

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・教育研修を継続的に実施する。

目標Ⅱ 所定外労働の削減のために更なる状況分析と課題抽出を行い、対策を検討実施する。

《対策》

職場・性別・職種・職制・雇用形態ごとの時間外労働時間の把握と分析を行い、昇進率・勤続年数・離職理由状況の把握分析を行い、課題抽出をする。

課題にしたがい、対策を検討しこれを実施する。

以 上